

令和6年度
世界のウチナーネットワーク継承・発展事業委託業務
企画提案に係る仕様書

令和6年3月

沖縄県文化観光スポーツ部 交流推進課

1 件名

令和6年度世界のウチナーネットワーク継承・発展事業委託業務（以下「本業務」という。）

2 期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

3 事業目的

世界各地に広がるウチナーネットワーク（World Uchinanchu Network=WUN）の次世代への継承・発展を目的として、10月30日「世界のウチナーンチュの日」を中心とした県内におけるイベント・広報活動や持続可能なWUNの発展に向けた取組を実施する。

4 事業予算額

(1) 事業委託料は12,837,000円（消費税込み）以内とする。

※企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

(2) 委託料は、業務完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、原則として精算払いを行うが、必要に応じて概算払いに応じるものとする。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに県に提示すること。

(3) 積算の費目は、次のとおりとする。

ア 直接人件費

イ 直接経費（謝金、旅費、印刷製本費、使用料、再委託費等）

ウ 一般管理費（※）

エ 消費税（10%）

※一般管理費については、次の計算式により算出すること。

（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100以内

5 委託業務内容

(1) 「世界のウチナーンチュの日」に係るイベントの企画・運営・実施

別添①「世界のウチナーンチュの日に係る広報・イベント企画提案仕様書」参照

(2) 持続可能な世界のウチナーネットワーク発展モデル事業

別添②「持続可能な世界のウチナーネットワーク発展モデル事業仕様書」参照

6 実施体制

(1) 受託者の体制は次の条件を満たすこと。

ア 本業務の責任者として、プロジェクト全体を十分に管理可能な者をプロジェクトリーダーとして設置すること。

イ 本業務に正・副2人以上の担当者を割り当て、英語でコミュニケーションが取れる者を1名以上配置するなど十分な遂行体制がとれること。

- ウ 本業務に必要な要員を配置しチームとして編成すること。
- エ プロジェクトリーダー及びメンバーの責任・権限を明確にし、本業務への参画度、参画時期について明確化すること。
- オ 問題等発生時の対応体制を明確にし、その責任者名を明確にすること。
- カ 受託者は速やかに体制図を提出すること。
- キ 通常及び緊急時において迅速に委託者との連絡を可能とすること。

7 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることができる。

○契約の主たる部分

- ア 契約金額の50パーセントを超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ウ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約に係る公募参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定めるその他簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

○その他簡易な業務

- ア 資料の収集、整理、複写、印刷、製本
- イ 原稿、データの入力及び集計
- ウ イベントやWEBサイト運営に係る通訳、翻訳業務
- エ イベント実施に係る荷物の輸送、移動・宿泊手配
- オ その他、県が簡易と決定した業務

8 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- (1) 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 県は、上記「7再委託の制限等」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (3) 受託者は、上記(1)、(2)による請求があったときは、当該請求に係る事項

について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

9 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）を遵守しなければならない。

10 著作権

本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。

なお、業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

11 協議

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。

12 成果物

(1) 事業報告書（紙媒体 10 部、電子データ 1 部）

※イベント、広報等で実施したアンケート集計・分析等を含む。

(2) 制作コンテンツ一式

別添①

世界のウチナーンチュの日に係る広報・イベント企画提案仕様書

1 業務の目的

「世界のウチナーンチュの日」である10月30日を中心として広報及びイベントを実施することにより認知・定着を促進し、ウチナーネットワークの更なる継承と発展を図ることを主な目的とする。

2 委託業務内容

事業内容については、次のとおり予定しているが、最終的には、企画提案募集要領に基づき提出された企画提案書の内容を受けて、県と協議の上、決定するものとする。

(1) 「世界のウチナーンチュの日」啓発イベントの実施（1回以上）

ア 10月30日前後に県内で開催される祭りやフェスティバル等のイベントにブース出展し、「世界のウチナーンチュの日」や「世界のウチナーンチュ」に対する理解が深まる取り組みを行うこと。

イ イベント主催者と調整の上、ブース出展の他、世界のウチナーンチュ（県内在住の海外移住子弟の他、県外、海外からの招聘も可とする）による文化芸能披露やトークセッションなどを実施できることが望ましい。

ウ ブース出展に際して、単なる周知・広報に留まらず、沖縄移民の歴史や世界のウチナーネットワークについて、県民の興味関心が高まることが期待できる体験型のコーナーを設けること。

※年代や性別に関わらず、幅広く気軽に参加しやすい内容とすること。

※イベント参加者から参加料は徴収しない。

エ 本事業に係る周知は、Google 広告などWEB 広告を基本とすること。

なお、県が別途運営している「Facebook」や「Instagram」等での情報発信も可能である。また、周知用のチラシ制作は必須とするが、ポスター制作、印刷及び発送業務は必須としない。（チラシデータをPDFで納品すること）

オ 事業の効果を検証するため、参加者へのアンケート実施及び分析を行うこと。

カ 上記、ア～オを踏まえて、具体的な取組について提案すること。

(2) 「世界のウチナーンチュの日認知度等調査」の実施

ア 「世界のウチナーンチュの日」に関する認知、浸透度を計るため、沖縄県民を対象としたアンケート調査を実施すること。

イ アンケートは、15項目程度とし詳細は県と協議の上、決定する。

ウ アンケートの集計に加え、分析を行うこと。

エ 調査対象は、県内在住で10代以上の男女とし、サンプル数は300以上とすること。

オ 上記、ア～オを踏まえて、具体的な取組について提案すること。

(3) その他

事業の目的に関連した独自企画があれば提案すること。

別添②

持続可能な世界のウチナーネットワーク発展モデル事業仕様書

1 業務の目的

世界のウチナーネットワークの多面的な活用により、ネットワークの持続可能な発展や新たな交流促進を目指すことを主な目的とする。

2 委託業務内容

令和6年度においては、次のとおり予定しているが、最終的には、企画提案募集要領に基づき提出された企画提案書の内容を受けて、県と協議の上、決定するものとする。

(1) 持続可能なビジネス交流モデル

ア ポリビアにある沖縄移住地「コロニアオキナワ」をはじめ、世界のウチナーンチュが関わっている農作物及びその加工品等を広く県民に知ってもらうためのプロモーションを県内企業・団体と連携して企画・実施すること。なお、実施にあたっては、双方の地域振興に繋がることを目指して、オンライン会議を活用し、適宜、意見交換や情報共有を図り協力して実施すること。

イ プロモーションは別添①「世界のウチナーンチュの日に係る広報・イベント」に記載の2(1)又は2(3)の独自提案の内容と連動させること。

ウ コロニアオキナワから本県への輸出入に関して必要な調査（現地派遣、専門家招聘など）や手続きについて支援を行うこと。

エ 今後の発展可能性についてアンケート調査等を行い分析すること。

オ 上記、ア～エを踏まえて、具体的な取組について提案すること。

(2) 持続可能な外国人材マッチングモデル

ア 外国人材の受入を支援している機関と連携して、外国人材を必要としている企業・団体への送り出しや外国人材を受け入れる際に必要な支援内容についてヒアリング調査すること。

イ ヒアリング調査は、県内に限らず、県外にあるウチナーンチュコミュニティでの事例も対象とすること。

ウ ア及びイの結果を踏まえて、送り出しや受入に必要な支援を実施すること。

エ 外国人材は、沖縄県人会がある国及び地域を対象とする。

オ 支援人数や支援内容は、予算の範囲内とし、渡航費や宿泊費、食費など直接的に本人負担を軽減する経費は対象外とする。

カ 今後の発展可能性についてアンケート調査等を行い分析すること。

キ 上記、ア～カを踏まえて、具体的な取組について提案すること。

(3) その他

事業の目的に関連した独自企画があれば提案すること。